

事業名	精神障害者保護対策費	財務コード (事業)	091705
-----	------------	---------------	--------

細事業名	精神保健福祉対策事業費
------	-------------

担当部課室	福祉保健 部 障害福祉 課 心の健康 担当 (内線)	3225
-------	----------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 S50 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(山梨県精神科病院協会)、直営		
事業の目的	誰(何)を対象に 精神科病院の従事者	その対象をどのような状態にして 研修会や情報交換の機会を通じ、資 質向上が図られている。	結果、何に結びつけるのか 医療従事者の確保と精神科病院の医療 の充実
	精神科病院協会が行う次の事業に対して、補助金を交付する。(精神科病院協会 9病院) 補助率 10/10 (県単) 精神科医療従事職員確保事業 各医療従事者部門の諸活動(職種別事例検討・研修)、各医療従事者部門の資質向上のための教育研修、病院間情報伝達 研修 総合医療研究実施事業 合同会議、情報交換会、部会等の実施 指定病院の実施する事業に対し協会が補助する事業 専門職員養成、教育研修等		
事業の内容 主に 24年度			
根拠法令等	精神障害者措置医療対策費補助金交付要綱		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	会議等開催回数					目標設定の考え方 過去の実績値
	職種別事例検討・ 研修	25回	25回	20回	20回	データの出典等 前年度の実績値
	総合医療研究合同 会議、情報交換会	4回	4回	6回	6回	
活動指標達成率 (実績値/目標値)			%			目標設定の考え方
成果指標						データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%		
決算額、予算額	2,000		2,000	2,119	2,000	成果指標によらない成果 研修会や情報交換会を通じ、従事者の 精神科医療に関する資質向上が図られ、 精神科病院の入院患者の早期退院に繋 がっている。
(千円) うち一財額	2,000		2,000	2,119	2,000	
所要時間(直接分)	5 時間		5 時間	5 時間	5 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	5 時間		5 時間	5 時間	5 時間	
人件費コスト単位:千円 (@2,050円×所要時間)	10		10	10	10	

これまでの事業の見直し・改善状況

補助金額の減額(2,520,000円から2,000,000円へ)

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 職種別事例検討・研修、総合医療研究合同会議・情報交換会の両方について、それぞれ20回、6回と概ね予定どおりの活動量があり、目標を達成している。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること 事業を実施することにより、従事者の精神障害者措置医療に関する資質向上が図られるとともに、病院の質の向上にも繋がっており、一定の成果をあげている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目
有	精神障害者措置医療対策費補助金については、一定の成果をあげているため、見直しの必要はないが、精神保健福祉全国大会参加等事業については、近年参加実績がないため、廃止する。	i

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善 m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
一部廃止	精神保健福祉全国大会派遣事業は、近年参加実績がないため、廃止する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。